

松阪安衛月報

4月号

松阪労働基準監督署
tel 0598-51-0015

新年度の署長メッセージ

新しい年度が始まり、松阪署の体制も新しくなりました。今年度も管内の安全衛生水準の向上を始めとする労働環境の整備のため、職員一丸となって適正な職務遂行に努めてまいります。

さて、令和4年は第13次労働災害防止計画（平成30年からの5か年計画）の最終年度です。松阪署では、第13次労働災害防止計画の目標値を、年間の死亡災害0人、休業4日以上の死傷災害240人未満を掲げて、各種災害防止対策に取り組んでいます。

このほど、令和3年の労働災害件数が確定しました。死亡災害は10年ぶりに発生せず、死傷災害は前年の令和2年より20人減少し、249人となりましたが、目標値は達成できませんでした。

私は、労働災害の数字を身近な問題と感ずるため、よく次のように置き換えるのですが、年間労働日数を約250日とすると、死傷者数249人ということは、松阪市・多気郡の事業場だけで、毎労働日に誰かが休業4日以上労働災害に遭われているという数字です。死亡災害は当然ですが、管内で誰も被災せずに終える日が1日でも多く増えればよいと考えます。

松阪労働基準監督署長

藤田香

死亡災害ゼロ

・アンダー240

松阪&多気

4月 R3労働発生状況(確定)における災害傾向

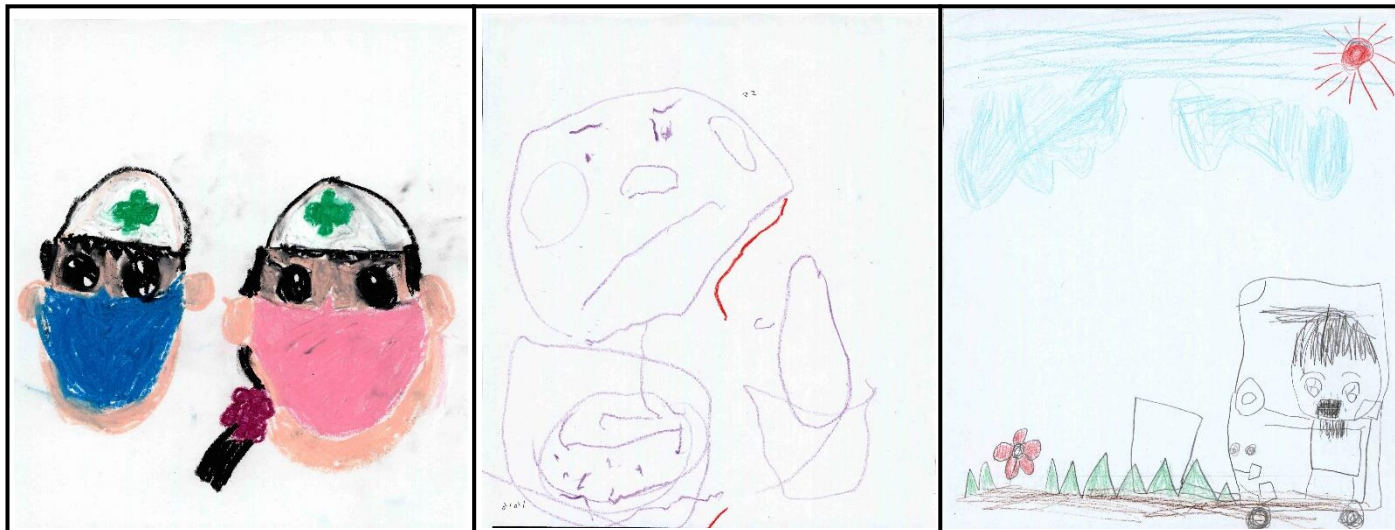
令和3年の労働災害発生状況は、死亡災害が0人(前年比4人減)、休業4日以上の死傷者数が249人(前年比20人減)でした。

業種別では、小売業が26人で前年同期と比較し9人(25%)減少しましたが、一方で、建築業では27人と前年同期と比較し1人(38%)増加しました。

また、「事故の型」別では、「転倒」が69人(27%)と最も多く、次いで「墜落・転落」が35人(14%)と続いています。5S活動等で転倒災害防止、はしごや脚立の適正使用等で墜落・転落災害防止に取り組んでください。

*公表の数値はすべて新型コロナウイルスのり患によるものを除外しています。

▶「見た人(はたらくひと)が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト」(共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会)を、松阪・多気の未就学児から、令和3年7月1日から9月10日まで募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、複数回にわたって、応募作品の一部を紹介します。



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。(https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

QRコード
はこちら



令和4年 死傷災害が

前年より増加しています

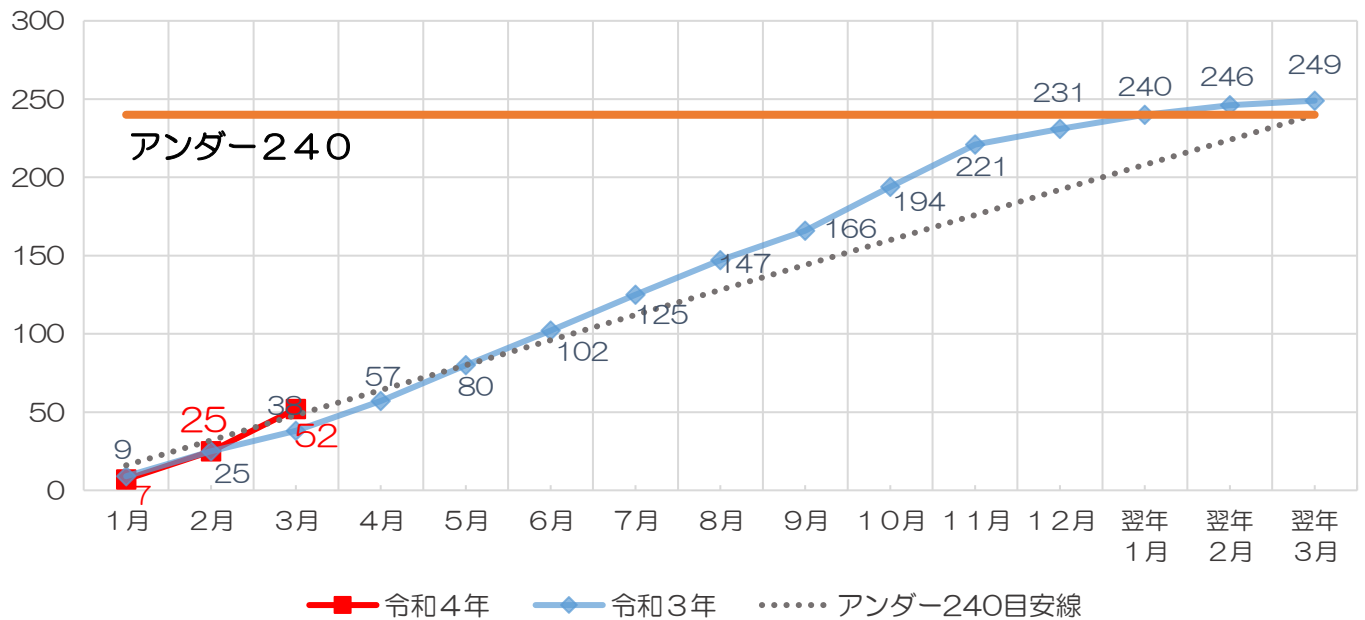
当署では、目標とする「死亡災害ゼロ」及び「死傷者数240人未満」を達成すべく、昨年に引き続き「死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気」の各種取組みを展開しています。

当署管内では、3月末現在において、令和4年の死亡災害はゼロですが、休業4日以上死傷災害は52人と、前年同期より14人(36.8%)増加しています。このままのペースが続けば、本年もアンダー240の達成は困難になります。

災害の傾向として、例年、経験年数3年未満の未熟練労働者による災害が3割から4割を占めています。また、50歳以上の労働者による災害が5割程度を占めています。これらの特性を持った労働者について、安全衛生教育の徹底により、未熟練労働者に災害防止の基本を身に付けさせる、加齢に伴う身体・精神機能の低下を踏まえた対策を実施する、といった取り組みを行うことが重要です。

業種別の死傷者数は、食品製造業が5人で、前年同期より4人(40%)増加、林業が3人で、前年同期より2人(200%)増加しています。基本動作の確認や、作業場所・使用機械の安全点検を行って下さい。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



JUKI金属株式会社の手洗い場

手洗いを徹底しています。新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「マスクの着用を含む咳エチケット」の他に「手洗い」もあります。ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着していることがあります。外出先からの帰社時などこまめに手を洗いましょう。

JUKI金属株式会社(多気郡明和町)では、正しい手順を周知してまいりました。



キケンと対策のコーナー

安全衛生活動の掲載を希望される事業者の方は、ご連絡ください。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

厚労省では、正しい手の洗い方を公開しています(左図)。石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かしましょう。

QRコードはこちら↓



松阪安衛月報

5月号

松阪労働基準監督署
tel 0598-51-0015

新入者安全衛生教育を実施しましょう

～未熟練労働者の災害が多数を占めています～

松阪労働基準監督署の管内事業場を対象に、松阪労働基準協会により、4月12日、13日、14日、15日、21日の5日間、「新入者安全衛生教育」が開催され、計183人の新入者が参加しました。

6時間にわたって、職場の安全衛生管理、安全な仕事の進め方、健康管理等の科目について講義があり、参加者は新入者として必要な知識を身につけていました。

令和3年の松阪署管内における休業4日以上死傷者数は249人でしたが、このうち経験期間3年未満の未熟練労働者が96人（38.6%）と多数を占めています。

20代だけでなく各年齢で仕事や職場に慣れなうちに被災することが多く、年齢に限らず新規採用者等の安全衛生教育が重要です。

未熟練労働者が理解すべき、身に付けるべきポイント

- ① 職場には様々な危険があることを理解すること
- ② 「かもしれない」で危険の意識をもつこと
- ③ 災害防止の基本を身に付けること（正しい作業服装の着用・作業手順の励行・4S・5Sの励行・ヒヤリハット活動・危険予知訓練・リスクアセスメント・危険の見える化・安全な作業の基本（各種災害防止対策））
- ④ 異常事態発生時や労働災害発生時の対応を理解すること

死亡災害ゼロ

・アンダー240

松阪&多気

5月
STOP!熱中症
クールワーク

キャンペーン

全国では毎年、熱中症により約20人の方が亡くなり、約600人の方が4日以上仕事を休んでいます。松阪・多気地区では平成27年に死亡災害が発生しています。

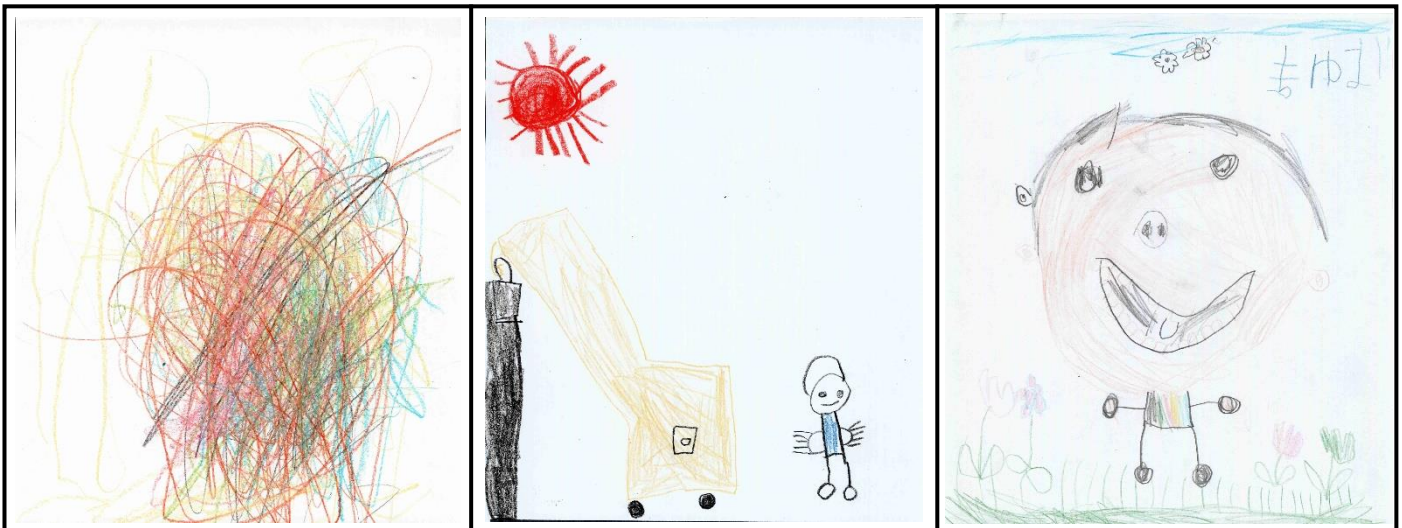
令和3年における松阪・多気地区の熱中症による労災給付件数は6件でした。

本年も、5月から9月までの期間をSTOP!熱中症クールワークキャンペーン期間とし、取組の徹底を呼び掛けています。チェックリストを活用するなどして、熱中症の予防に努めてください。

リーフレットはこちら→



▶「見た人（はたらくひと）が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト」（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気の未就学児から、令和3年7月1日から9月10日まで募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、令和4年1月号から順次、応募作品の一部を紹介しています。



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。(https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

QRコード
はこちら



令和4年4月末速報 死傷者数は前年同期 より11人増加

4月末現在における休業4日以上
の死傷者数は68人で、前年同期より
11人(193%)増加しています。

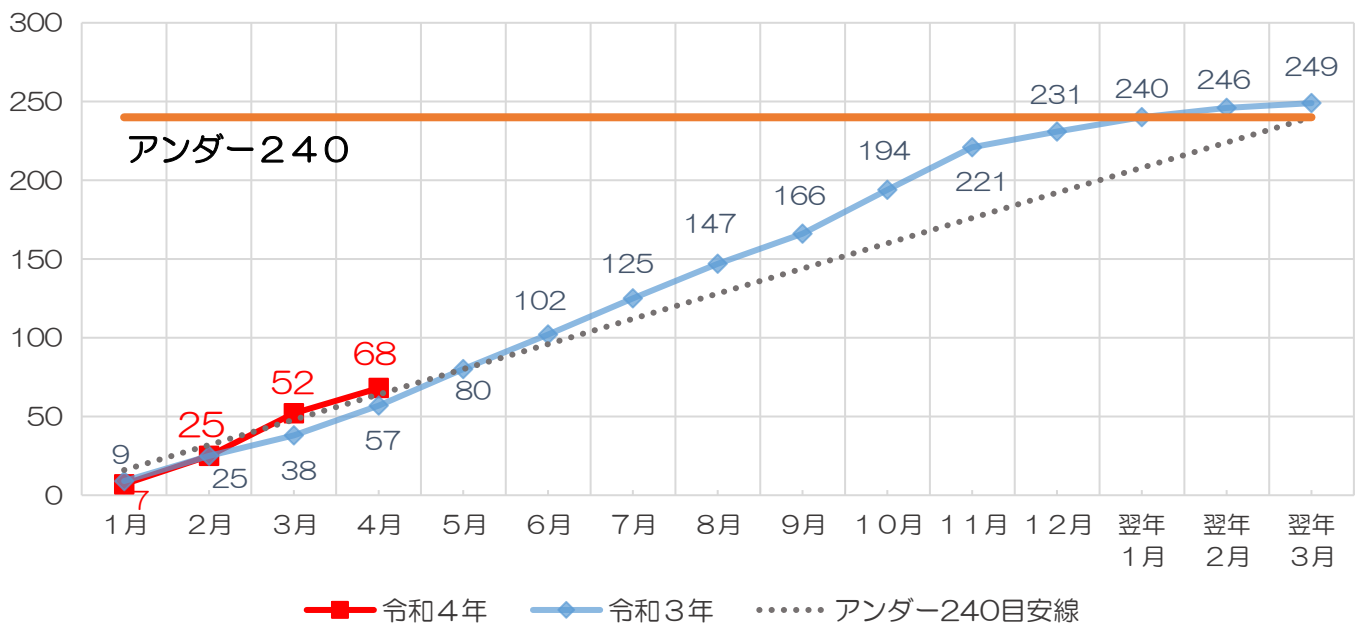
業種別では、製造業が18人で、前
年同期より7人(63%)増加、林業
が3人で、前年同期より2人(200%)
増加しています。

事故の型別では、「転倒」が12人、
次いで「墜落・転落」が11人となっ
ており、腰痛等の「動作の反動・無理
な動作」が10人と続きます。これら
は昨年も死傷災害が多かった事故の
型のため、重点的な対策が必要です。

転倒災害防止チェックリスト

1 身の回りの整理・整頓を行っていますか。通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類は放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 時間に追われて、あわてて作業を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか	<input type="checkbox"/>
6 ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていますか	<input type="checkbox"/>
7 作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズの物を選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
8 ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
9 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
10 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の(1)～(3)全てに該当する事業者が対象です。

- (1) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している (対策を実施する業務に就いていること。)
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- (3) 労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)
補助率：1/2
上限額：100万円(消費税は除く。)

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。
(全ての申請者に交付されるものではありません。)

令和4年度エイジフレンドリー補助金のご案内
働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の
対策に要した費用を補助対象とします。
①働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
②身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
③健康や体力状況等の把握に関する費用
④安全衛生教育の実施に関する費用

問合せ先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター
03・6381・7507
制度詳細・Q&Aはこちら→



松阪安衛月報

6月号

松阪労働基準監督署
tel 0598-51-0015

全国安全週間準備期間（6月1日～6月30日）

安全は 急がず焦らず怠らず

全国安全週間は、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

全国安全週間（7月1日～7月7日）及び準備期間（6月）に実施する事項は、

①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一および安全意識の高揚

②安全パトロールによる職場の総点検の実施

③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布その他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ等

となっており、急がず焦らず怠らずに、安全に作業を進めていきたいと思います。

実施要綱は

こちら↓



死亡災害ゼロ・アンダー

240松阪&多気

食料品製造業の

労働災害防止研修会

松阪労働基準

監督署の管内の

食料品製造業を

対象に、「食料品



製製造業における転倒、はさまれ・巻き込まれ災害の防止に関する研修会」を実施しました。

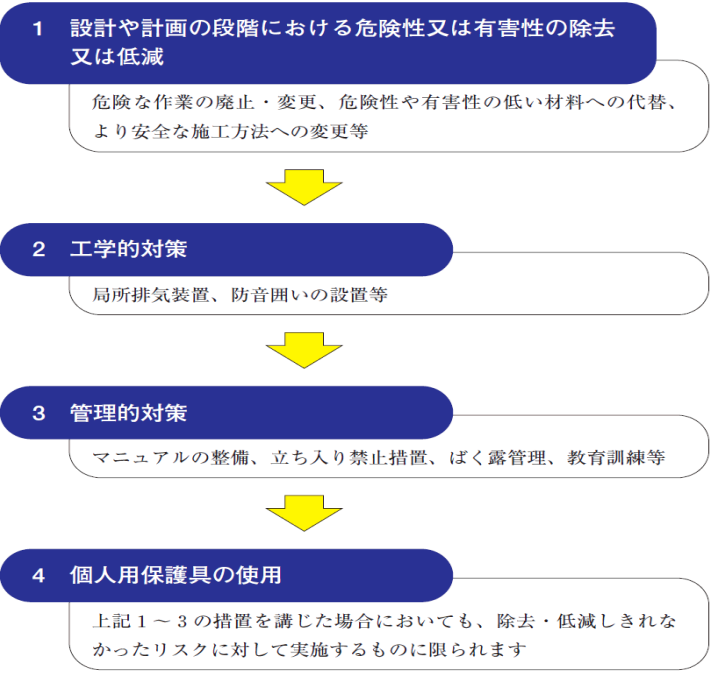
令和4年1月1日から同年4月30日までの食料品製造業における労働災害発生状況が昨年同期と比較して50%増加したことから、中央労働災害防止協会にご協力いただき、職場での危険箇所や使用する機械の安全化、作業手順の周知・把握について講義を行いました。

労働災害のリスク低減措置の優先順位は下欄の図のとおり、作業方法の変更等が行えない場合は機械の安全化を図ることが必要となっています。

機械の安全化の例としては、覆い、囲い等を設けることが必要と

なり、そのほか光線式安全装置やインターロック式安全装置の取付けによって、危険箇所に身体の一部が入らないようにするものがあります。安全装置の事例については左QRコードを参考にしてください。

転倒災害は典型的なパターンが「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つとなっています。転倒災害を防ぐためには、日頃から4S（整理・整頓・清掃・清潔）に取組むことが重要となっていますので、事業場内の4S取組み状況を確認するようにしましょう。



ロールボックスパレットによる災害が発生しています！！



5月末現在における休業4日以上の死傷者数は82人で、前年同期より2人(25%)増加しています。

業種別では、運輸交通貨物取扱業が10人で、前年同期より3人(23.1%)減少しましたが、社会福祉施設では11人で前年同期より3人(37.5%)増加しています。

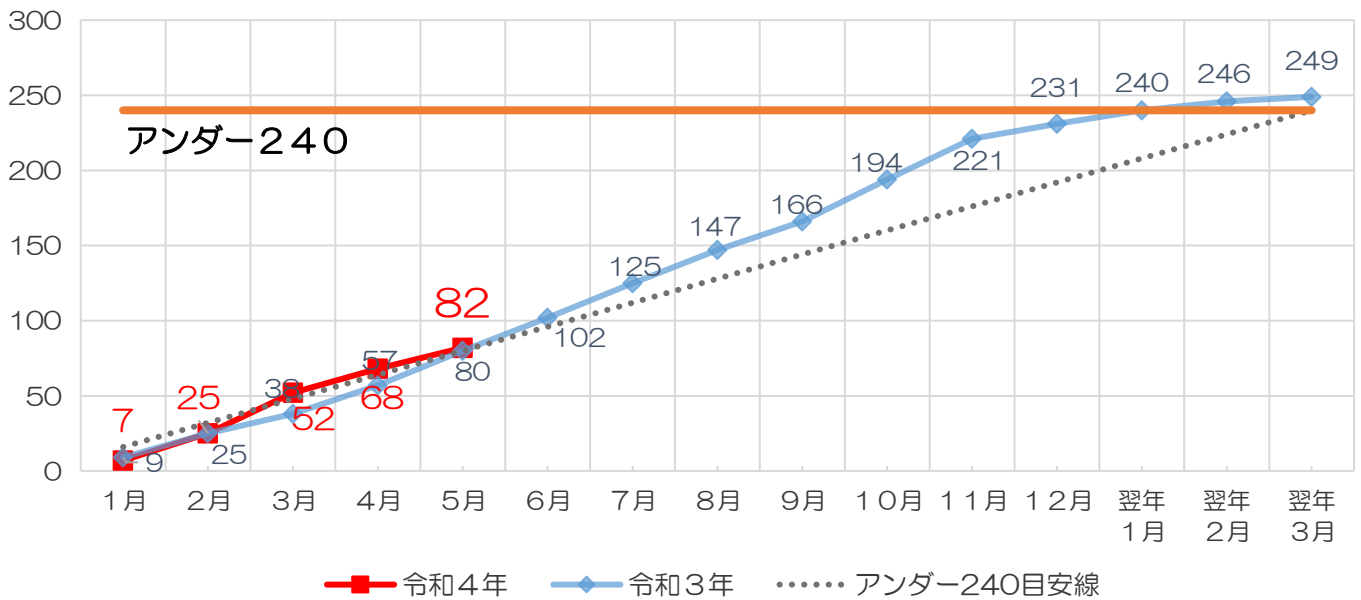
運輸交通貨物取扱業やスーパーマーケット等の小売業において、ロールボックスパレット(カゴ車)に激突された等の災害も発生しています。

ロールボックスパレットは、一度に多くの荷物を運ぶことが可能で、キャスターによって小回りが利くことから便利なものとなっていますが、傾きのある箇所(場所)では直進しづらく、コントロールすることが難しいため転倒することもあります。左のQRコードのチェックリストを参考にしながら、安全に作業を行いましょ。

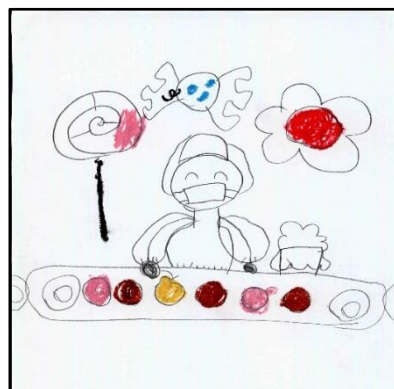
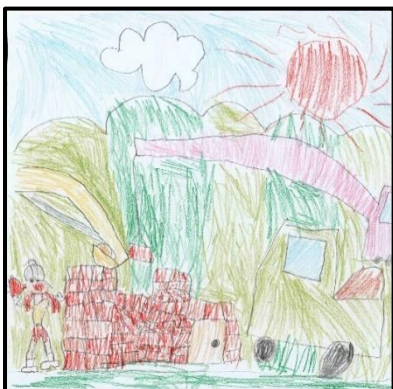


QRコードはこちら

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



▶「見た人(はたらくひと)が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト」(共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会)を、松阪・多気の未就学児から、令和3年7月1日から9月10日まで募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、令和4年1月号から順次、応募作品の一部を紹介しています。



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気



松阪安衛月報

7月号

松阪労働基準監督署
tel 0598-51-0015

★熱中症対策!! 屋外・屋内問わず水分補給
塩などの塩分を摂取することも忘れずに!

津気象台で観測した過去のデータでは、令和4年6月の最高気温は36.5℃(7月13日時点)で、昨年の令和3年6月の最高気温の31.8℃と比較しても、早い時期から猛暑日(最高気温が35.0℃以上)となっていることがわかります。熱中症対策としては塩分と水分補給が必要不可欠で、喉の渇きを感じる前から水分を補給するなど、水分不足とならないように気を付けましょう。また、あらかじめ、WBGT値にに応じて休憩時間を増やす・作業を中止するなどの基準を設け、実際にWBGT値が基準に該当した場合は労働者等に声掛けを行います。

実際に、熱中症を疑う症状が出た労働者等がいた場合は、症状ごとに応急処置の内容が異なるため、慌てずに適切な処置を行えるようにしておく必要があります。下のQRコードで処置の内容を確認しておきましょう。

熱中症予防のための
情報・資料サイト



水分補給

水分・塩分、スポーツドリンク
などを補給する



全国安全週間(7月1日~7月7日) 労働災害防止と安全意識の向上の広報活動を実施



6月30日、松阪労働基準監督署は、松阪労働基準協会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会と合同で、全国安全週間に關する広報活動を実施しました。

広報活動は、広報車を利して労働災害防止と安全意識の向上に關するアナウンスを行うといった試みで、松阪中核工業団地等を巡回しました。



小売業、社会福祉施設の 労働災害防止研修会

↳ 転倒災害・腰痛の防止



6月14日、松阪労働基準監督署の管内の小売業及び社会福祉施設を対象に「小売業、社会福祉施設における転倒災害、腰痛の防止に關する研修会」を実施しました。令和3年(1月1日から12月31日まで)に発生した当署管内の労働災害発生件数のうち、当該業種で発生した労働災害件数が小売業(26件)、社会福祉施設(26件)で、それぞれの件数は全件数の10%を占めています。また、小売業は26件のうち転倒11件(42%)、動作の反動・無理な動作4件(15%)で、社会福祉施設では26件のうち転倒5件(38%)、動作の反動・無理な動作4件(30%)となっており、転倒及び動作の反動等の事故の型は、小売業と社会福祉施設では高い割合で発生しています。そのため、4S活動を積極的に実施するなど転倒や動作の反動・無理な動作による労働災害を防止しましょう。

小売業や社会福祉施設では、体勢が前かがみの状態で重い商品を取り扱わないこと・介護利用者の移乗介助によって、腰痛になりやすい傾向にあります。腰痛予防として「人を抱え上げる作業は、原則、人力で行わない」といった福祉用具を活用する(ノーリフティング原則)を導入するなど腰への負担を軽減させる対策が必要となっています。



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

令和4年6月末速報 死傷者は前年同期より7人増加

～「はさまれ・巻き込まれ」災害について～

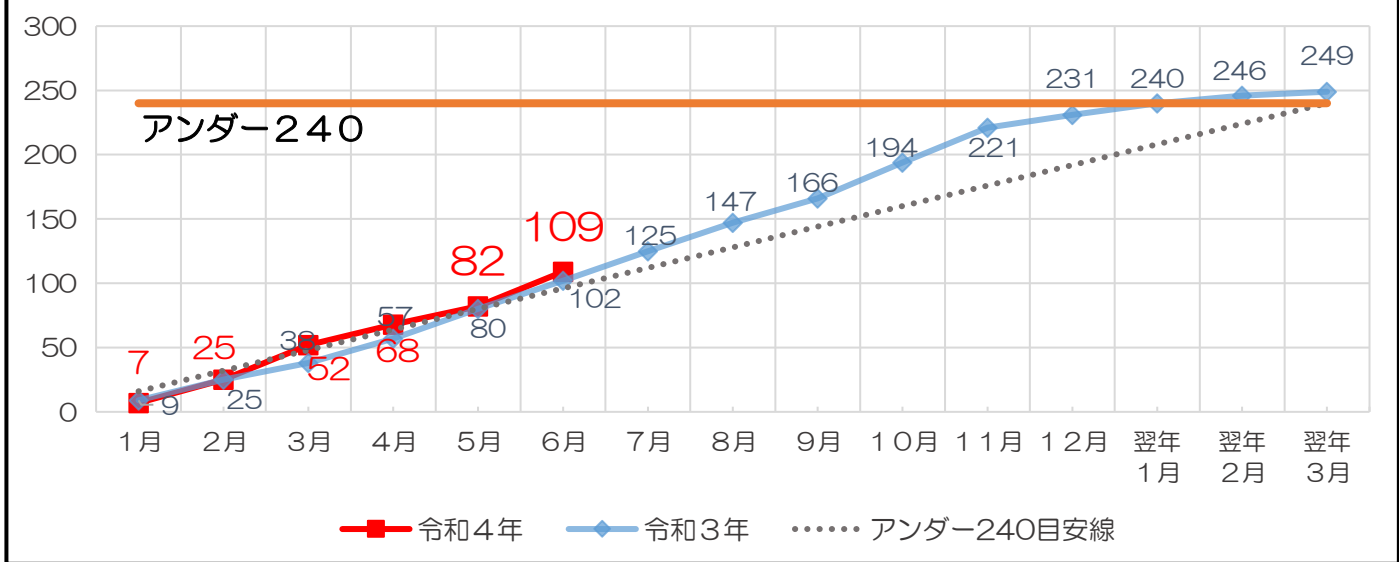
令和4年6月末速報の労働

災害の事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」が9件、「切れ・こすれ」が7件発生しており、そのうち製造業で発生した件数はそれぞれ5件（合計10件）です。また、製造業全体で発生した労働災害は28件ですが、「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」が占める割合は35.7%です。



製造業での「はさまれ・巻き込まれ」による災害の原因は、運転中に機械の掃除等を行う・覆いや囲いが機械に取り付けられていないまま作業を行ったなどがあり、災害の原因の要素として労働者の不安全行動・機械が不安全な状態だった等が認められます。災害の要素である「不安全行動・機械の不安全な状態」に隠れている危険性について労使双方が十分に把握しきれていなかった場合もあります。危険予知活動を実施するにあたっては、機械の不安全な状態がどういった状態なのかを知っている・覚えておくことが重要です。例えば「機械のベルトが見えていて巻き込まれそう」「や」「金属を裁断する刃が手の近くにあって危ない」など、初めて動力機械を使用するときに感じた緊張感を思い出して、初心を忘れずに安全に作業を行うことで、事業場で発生する可能性のある災害を一つずつ無くしていくように作業しましょう。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



▶「見た人（はたらくひと）が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト」（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気の未就学児から、令和3年7月1日から9月10日まで募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、令和4年1月号から順次、応募作品の一部を紹介しています。



令和4年も「はたらくひと」のイラストまもなく募集します!!

労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪安衛月報

8月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

9月は全国労働衛生週間 準備期間です

あなたの健康があつてこそ

笑顔があふれる健康職場

全国労働衛生週間は「国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保」を目的に、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎えます。

全国労働衛生週間（10月1日～10月7日）及び準備期間に実施する事項は、

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ④ 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- ⑤ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

などとなっています。



こちら
の
要
綱

労働衛生は、メンタルヘルス対策など、化学物質等の有害物を取り扱う業種以外にも広く当てはまる事項が含まれます。労働者が快適な職場で働くために必要な要素のため、これを機に事業場の労働衛生に関する取組みの見直しを行いましょ。

メンタルヘルスに関すること

メンタルヘルスとは、直訳すると「こころの健康」のことです。昨今、職場環境・人間関係によって「こころの健康」状態が良好とならないことがあります。原因としては、仕事のストレス要因（仕事の量・質の負担・身体的負担や対人関係など）や私生活でのストレスによるものと考えられています。

また、仕事のストレス要因のうち仕事の量が多いこと（過重・長時間労働）については、うつ病等のメンタル不調のみならず、脳・心臓疾患との関連性についても医学的知見が認められています。

ストレスの予防について

ストレス要因に対する耐性（ストレス耐性）は個人差があり、また、ストレス対処の方法についても個人差があるものの、基本を押さえることは重要です。



- ① 休養、② 睡眠、③ 運動、④ 食事等が基本となっています。睡眠に関しては厚生労働省「健康づくりのための睡眠指針」を参考に、食事についてはバランスのとれた食事を1日3回とること等があげられます。

メンタルヘルス対策の導入について

8月25日と29日、松阪労働基準監督署にて研修会を実施します。参加ご希望の場合は当署までご連絡ください。



睡眠指針は
こちら↓



熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

換気機能のない冷暖房設備（循環式エアコン）しか設置されていない商業施設等の場合、外気温が高いときに、必要換気量を満たすための換気（30分ごとに1回、数分間窓を全開にする）を行うと、ビル管理法で定める居室内の温度および相対湿度の基準（28度以下・70%以下）を維持できない場合があります。

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防を両立するため、以下の点に留意してください。

窓を開けて換気する場合の留意点

- 居室の温度及び相対湿度を28℃以下及び70%以下に維持できる範囲内、2方向の窓を常時、できるだけ開けて、連続的に室内に空気を通すこと。



- 居室の温度及び相対湿度を28℃以下及び70%以下に維持しようとする、窓を十分に開けられない場合は、窓からの空気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用することは換気不足を補うために有効であること。

リフレットは
こちら↓

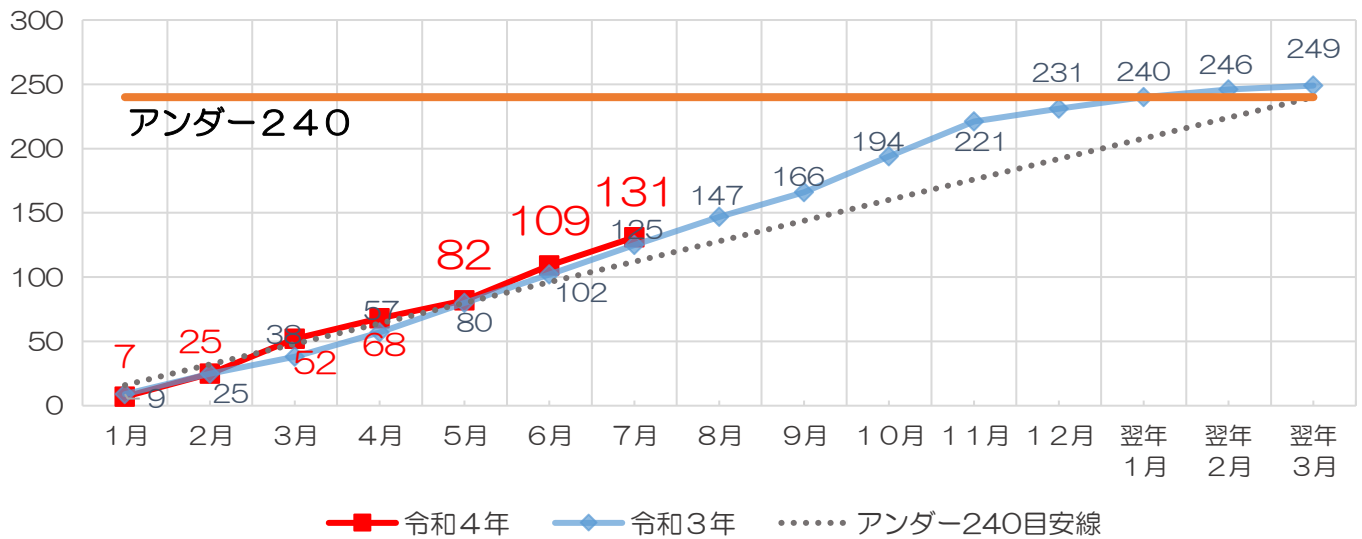


令和4年7月末速報 死傷者数は前年同期より6人増加の131人 ～足場の組立て作業等における物の落下防止について～

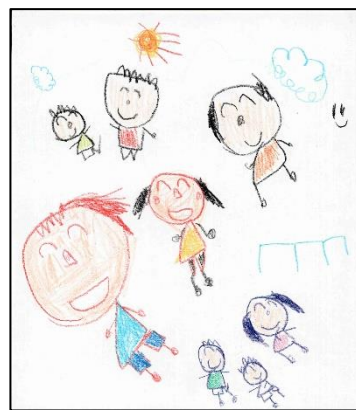
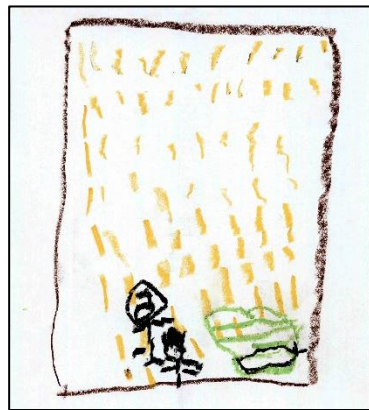
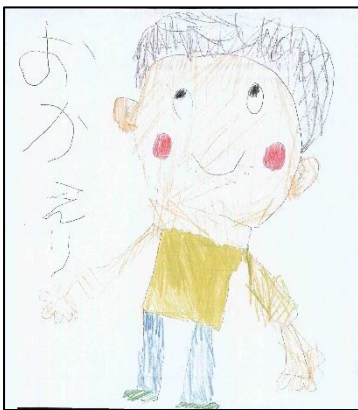
事故の型別における「飛来・落下」について、災害発生件数全体に占める割合は9件（69%）と多くありませんが、過去2年間の1月から7月末までの期間で見ると、毎年同程度の割合で災害が発生しています。飛来・落下の労働災害の例として、「ロッカー等の上に重量物を載せて保管していたところ、当該物が落下し、労働者にぶつかった」というものがあります。改善策としては整理整頓が有効で、高さ180cm以上（人の身長の高さ程度）の箇所に物を置かないことが重要です。

また、物の落下に関しては、どの業種においても対策を講じる必要がありますが、特に重要なのは建設業です。建設現場では、高さ2m以上の場所・箇所作業することが多く、当該場所・箇所作業を行うために足場材（単管やクランプ等）を用いて足場を組立て、又は解体を行います。足場材等を上げる、又は下ろすときは、原則、つり袋等を使用することで、物の落下による労働者に危険を及ぼさないようにする必要があります（労働安全衛生規則第564条第1項第5号）。物の上げ下ろしには十分に気をつけて作業を行いましょ。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



未就学児を対象に、令和4年「はたらくひと」のイラスト募集中です!!
～見た人（はたらくひと）が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト～



これらは昨年の応募作品です。今年もたくさんの応募をお待ちしています。

募集内容の詳細、
用紙のダウンロードは
こちら↓

労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪安衛月報

9月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

転倒

10月10日は「転倒予防の日」

10月10日は日本転倒予防学会が制定する「転倒予防の日」です。令和4年8月末時点における松阪労働基準監督署管内の事業場において発生した転倒による休業4日以上労働災害数は、36件（全体の労働災害発生件数の25.3%）となっています。

転倒災害が発生している業種の傾向は、小売業、社会福祉施設が含まれる第三次産業が一番多く、食品製造業等の製造業が2番目に多い状況となっています。



『転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう』↓



STOP! 転倒災害チェックリスト ↓



『死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気
第三次産業・ゼロ災運動100』
募集及び実施について

松阪・多気地区の第三次産業における自主的な安全衛生活動を推進するため、『死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気「第三次産業・ゼロ災運動100」』を企画し、左記の期間、無災害に挑戦する事業場の募集を行っています。

◆実施要綱

①実施期間 令和4年9月20日～12月28日
(暦日数で100日間)

②参加資格

- ・松阪市又は多気郡に所在する事業場
- ・経営首脳が趣旨に賛同し、労使協調の上、労働災害防止に意欲的に取り組むこと等

◆企画の趣旨

松阪・多気地区における休業4日以上死傷者数が平成24年及び26年に最少242人を記録して以降、概ね260人台で推移していること及び第三次産業における労働災害発生件数が過去10年間で増加傾向となっており、平成30年以降では100人を超えている状況となっていることから、労働災害防止のために必要な「労使双方の安全・衛生に関する意識」を喚起するために行うもの。

実施期間中には、全国労働衛生週間(10月1日～7日)がありますので、労働安全・衛生に関する規定の見直しや作業内容の確認等を行います。

職場におけるメンタルヘルス
対策導入にかかる研修
を実施しました



ココロ

メンタルヘルスに関する何かしらの健康障害を抱えている労働者数は、事業場全体の約10%と言われています。

メンタルヘルス対策の導入として、ストレスチェックの実施、厚生労働省委託事業「こころの耳・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」を活用したセルフケア・ラインケアの研修による管理監督者の知識付与等があります。また、事業場外資源によるケア(EAP:従業員支援プログラム機関)などを活用する方法もあります。

セルフケアは、労働者自身が行うケアであり、適度な運動をする、十分な睡眠をとる、呼吸法(リラクゼーション)を行うといった方法があります。

ラインケアは、管理監督者が積極的傾聴法等を用いて部下が話しやすい環境を整えるといったものですが、当然に、管理監督者自身もセルフケアを行うことが必要となっています。



研修会の様子

↓「こころの耳」はコチラ



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

令和4年8月末速報 死傷者数は前年同期より5人減少の142人

～三重県産業安全衛生大会の案内～

休業4日以上死傷者数は前年同期より5人減少し、142人（3.4%減少）となり、事故の型別で比較すると転倒災害の件数が42人から36人へ減少（16%減少）しました。しかしながら、例年において10月から12月までにかけて他の月と比べると労働災害が多く発生する傾向となっていますので、焦らずに安全に作業を行うようにしましょう。

★三重県産業安全衛生大会が開催されます

令和4年10月4日（火） 13時より

三重労働局では、県下の労働災害防止団体等との共催により、安全衛生大会を開催します。

【内容】

- ・三重労働局長、災害防止団体等による安全衛生優良事業場等の表彰
- ・特別講演「しなやかな現場力で事故を防ぐ〜レジリンスとチームング〜」

講師 株式会社安全研究所技術顧問・立教大学名誉教授 芳賀 繁 氏

【申込方法】

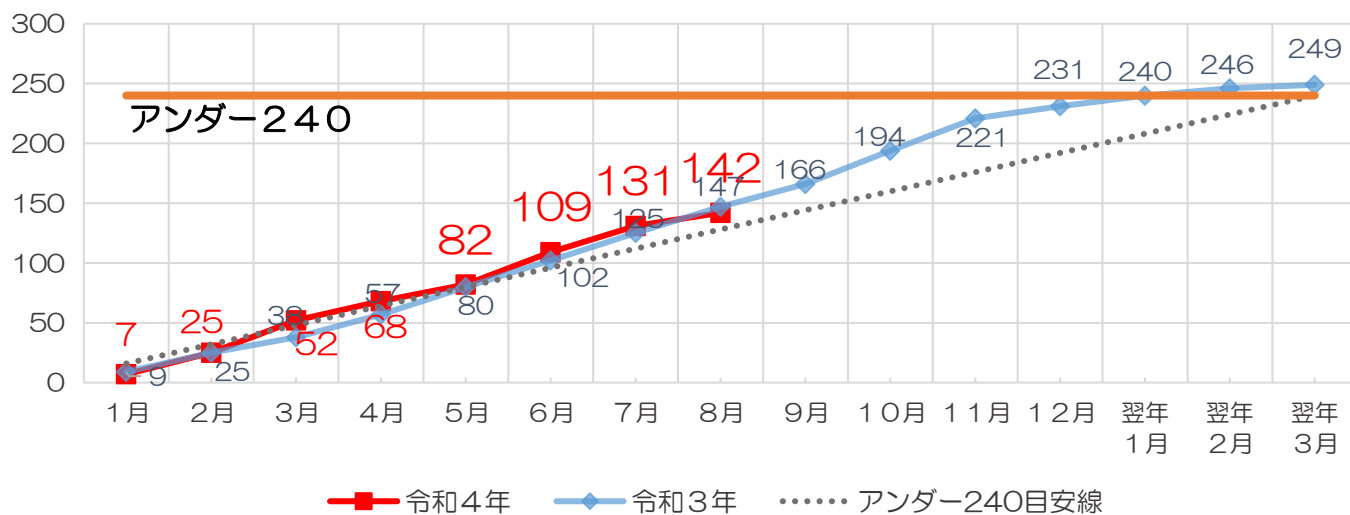
大会専用申込書により、9月16日（金）までに、各地区の労働基準協会にて、FAXまたは郵送でお申し込みください。

【お問合せ】

一般社団法人三重労働基準協会連合会

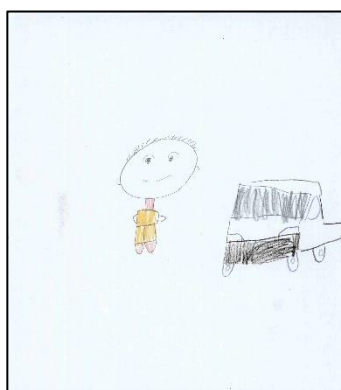
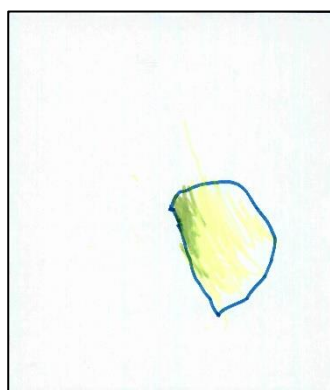
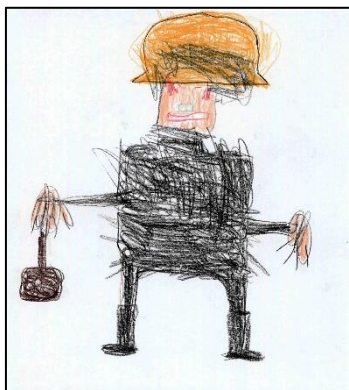
電話 059-227-1051

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



未就学児を対象に、令和4年「はたらくひと」のイラスト募集を行いました！！

～見た人（はたらくひと）が今日もケガなく安全に働いて帰ろうと思えるイラスト～



これらは昨年の作品です。今年も応募ありがとうございました。

労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気



松阪安衛月報

10月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

過労死等防止啓発月間及び 過重労働解消キャンペーンについて

厚生労働省では、毎年11月に過労死等防止啓発月間及び過重労働解消キャンペーンといった取組みを行っており、主に過労死等をなくすためにシンポジウムや過重・長時間労働の削減について監督指導及びセミナー等を実施しています。

過重・長時間労働の削減は、労働安全・衛生に係る対策を樹立するにあたって重要なものとなっております。過重・長時間労働の労働者は、睡眠時間を十分に確保することができず、集中力が低下し、不安全行動を行ってしまうおそれがあります。その結果、機械の整備中、カバールを外した刃部・回転部（不安全な状態）に手を入れてしまうなどにより労働災害が発生するということもあります。

過重・長時間労働を行わせた労働者に対しては、**長時間労働による健康障害を防止**するために、**長時間労働**が80時間を超える長時間労働が認められ、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者から医師による面接指導等の申出があった場合は、面接指導を遅滞なく行う必要がありますが（安衛法第66条の8）、時間外・休日労働時間が60時間を超えるなど、ある一定の時間を超えて時間外・休日労働時間を行った労働者についても労働者からの申出なく、医師による面接指導等を行うなどの取組みを導入することも検討してください。

見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量	約2,900物質 (国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)	数万物質
	国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質	国によるGHS未分類物質
ラベル・SDSによる伝達義務	リスクアセスメント実施義務	ばく露を最小限度にする義務
ばく露を基準以下とする義務	ばく露を最小限度にする義務	
適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務		

新たな化学物質規制の導入について（QRコード）↓



職場における 新たな化学物質規制の導入

化学物質に係る管理について、労働安全衛生法に関する政令（安衛令）及び省令（安衛則・有機則・特化則・鉛則・粉じん則）が改正されました。現在は、右の政令及び省令で定める化学物質に対し個別具体的な措置を講じるよう規制されていますが、規制外の化学物質については具体的な措置基準がありません。規制外の化学物質による労働災害は化学物質による労働災害の8割を占めている状況にあるため、措置義務対象を拡大し、GHS分類により危険性が確認された全ての物質についてSDS交付義務化、リスクアセスメント実施義務化、ばく露提言措置等を行うことが必要になりました。

三重県産業安全衛生大会 が開催されました

令和4年10月4日、三重県文化会館にて三重県産業安全衛生大会が開催され、松阪労働基準監督署管内の2事業場（奨励賞・株式会社サイネックス制作本部、努力賞・社会福祉法人松阪市社会福祉協議会松阪支所）が表彰されました。

各事業場の取り組みの一部として、奨励賞は①リスクアセスメント実施計画に基づきリスク低減措置を計画的・継続的に実施していること、②ヒヤリハット、KYK活動、7S活動などを通して労働者の安全意識の向上を図っていること、努力賞は①腰に負担の少ない介護手法の推進、腰痛予防研修の実施などを通して腰痛予防を図っていること、②ウォーキング大会の参加を通じた健康増進活動を実施していること等々が主たる表彰理由となっています。



株式会社サイネックス
制作本部
三重労働局長賞奨励賞



社会福祉法人松阪市社会
福祉協議会松阪支所
三重労働局長賞努力賞

その他の三重労働局長賞表彰事業場については、こちらから確認できます。



歯科健康診断の結果報告について

令和4年10月1日より、有害な業務に常時従事する労働者に対し、医師による歯科健康診断を実施した場合は、事業場の常時使用する労働者数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられました。9月30日まで使用していた定期健康診断結果報告ではなく、**新様式を使用して報告**するようにお願いします。

また、定期健康診断結果報告等は、専用の機械で読み取りを行いますので、左の手順に沿って印刷するようにお願いします。**※PDFの設定を変えずに印刷した場合は印字が縮小されてしまいます。**

Adobe Readerの印刷機能を利用してください。



Adobe Readerの画面のメニューバーより「ファイル(F)」→「印刷(P)」を選択

「印刷」ダイアログの「ページの拡大/縮小」は「なし」を選択して印刷を行ってください。

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

0123456789

歯科健診QR

令和4年9月末速報 死傷者数は前年同期より3人減少の163人

休業4日以上死傷者数は前年同期より3人減少し、163人(20%減少)となり、業種別で比較すると土木工事業(3人から8人、167%)、小売業(16人から23人、44%)増加し、製造業では(41人から37人、17%)減少しました。

事故の型別では、依然として転倒による労働災害が一番多く発生しており、39人(全体の24%)です。特に、松阪市・多気郡内の事業場のうち小売業での転倒災害が11件(転倒災害の28%)となっており、雨天時の店舗内で滑って転倒、呼び出しに応じるために走って段差に「つまづく」ことで転倒、生鮮売り場で床が濡れていて滑って転倒があります。転倒災害防止のため、左のチェックリストを掲載しているQRコードを読み取り、活用してください。また、転倒しづらい靴を着用、靴底の点検も行うようにしましょう。

あなたの職場は大丈夫? 転倒の危険をチェックしてみましょう

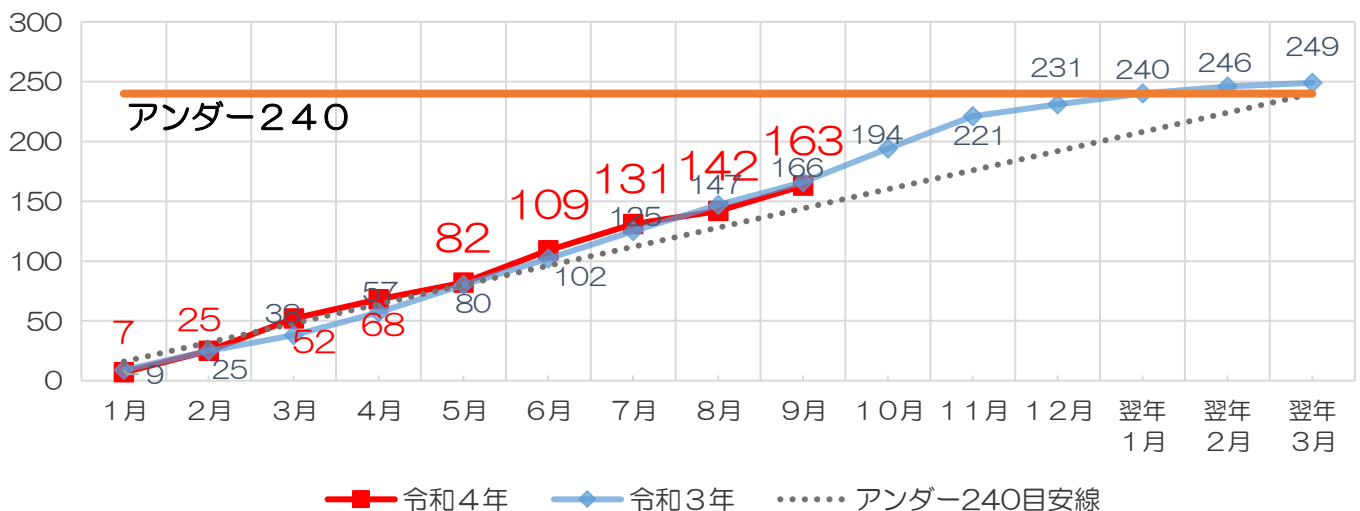
転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか?	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか?	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか?	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか?	<input type="checkbox"/>
5 作業服は、作業現場に合った防滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか?	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか?	<input type="checkbox"/>

い場所などを標識など
手を入れたまま
い階段の昇降などを禁
のための運動を

とか?
つと作業効率も上がって働きやすい職
[金委員長] などで、全員でアイディア
]も効果的です!!

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気



松阪安衛月報

11月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

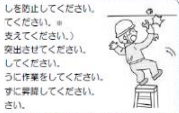
令和4年度 墜落災害防止強調月間

期間：12月1日から31日まで

墜落による死傷災害は、他の労働災害に比べ被災による被害度が高くなっており、三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」として、墜落災害防止の取組を推進しています。このチェックリストを活用して、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。

- ❑1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。
足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。
- ❑1 足場には、途中に基づき、手すり、中さん等を設置してください。*
- ❑2 足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや網床などを設置してください。*
- ❑3 作業床の側、開口部には、悪い、手すりの、悪い等を設置してください。*
- ❑4 フルハネス安全帯等の高さに応じた墜落防止用器具を使用してください。*
- ❑5 心算に応じて、墜落防止用器具を使用するための検閲を徹底してください。*
- ❑6 床材は、手すりなどの同様、確認を行ってください。*
- ❑7 作業手順を熟知してください。*
- ❑8 新規雇入労働者教育に必要な安全衛生教育を行ってください。*
- ❑9 安全に関する事項についても、必要に応じて労働者に説明を行ってください。*

- ❑2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。
はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

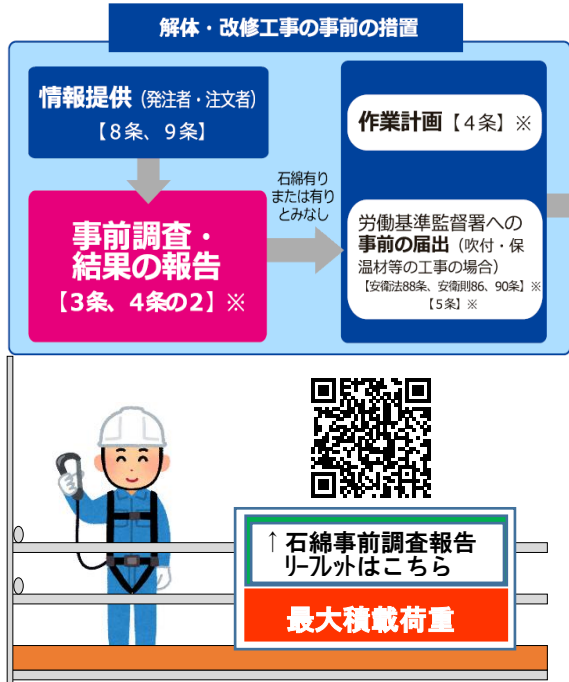


各労働基準監督署



三重労働局では、毎年7月及び12月を墜落災害防止強調月間として、建設業のみならず、全業種における高所作業（高さ2m以上の箇所・場所）、はしご・脚立の使用による墜落災害を防止するための取組みを推進しています。松阪労働基準監督管内で発生した墜落災害発生件数は令和4年10月末現在で36件（全体の184%）となっています。また、業種別では建設業・運送業で多く発生している状況です。そのため、左のリーフレットに記載されたチェックリストを参考に、職場における墜落災害を防止しましょう。

12月は墜落災害防止強調月間です



松阪労働基準監督署では、改正石綿則に係る理解を深めていただけるよう、令和4年11月28日に研修会を開催します。石綿による健康障害防止のためには、建設業者のみならず、発注者の協力も必要となりますので、石綿除去に係る工事を発注する場合は、解体や改修対象建築物の石綿使用の有無について情報提供を行ってください。

改正石綿障害予防規則（石綿則）に係る研修の開催について

令和2年7月に石綿則が改正され、工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査を実施することが義務付けられました。また、吹付石綿に加え、石綿が含まれる保温材などの除去等の工事を行う場合には安衛法第88条に基づく計画届などを提出することが必要となりました。

厚生労働省労働基準局長 建設事業無災害表彰の授与

11月7日、松阪労働基準監督署にて、株式会社竹中工務店名古屋支店 ニプロフロア Iマ伊勢工場 EC棟新築に対し、厚生労働省労働基準局長建設事業無災害表彰の授与を行いました。

令和2年4月1日から令和3年12月31日までの工期中、労働災害が発生しなかったことによる表彰です。

この表彰は、左の事項について全て該当する事業で、全工期を通じ、業務上災害が発生しなかった事業場に対し授与されます。

- ① 事業の期間（工期）が予定される事業
- ② 労働基準法別表第1第3号（土木、建築等）に該当する事業
- ③ 労働災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上

現場全体で災害を発生させないよう取り組んでいただき、無災害を達成した場合は、申請をご検討ください。



厚生労働省労働基準局長 建設事業無災害表彰授与の様子（左：署長、右：事業場担当者）



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

第二回「はたらくひと」イラスト表彰式

令和4年11月15日、フレックスホテルにて行います。表彰式の様子は、次号（松阪安衛月報12月号）と、松阪署ホームページ『松阪労働基準監督署からのお知らせ』内で紹介します。

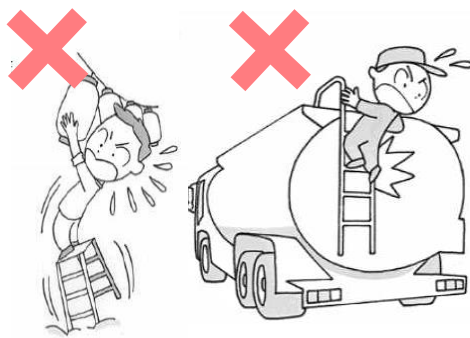
第二回「はたらくひと」イラスト展示会

松阪合同庁舎3階にて「はたらくひと」イラスト応募作品41点の展示会を行います。開催期間は、令和4年11月16日〜18日、午前9時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）です。たくさんのお心温まる作品が集まっています。ぜひお越しください。また、松阪署ホームページに本展示会の様子を紹介する予定です。

「はたらくひと」イラスト活用について

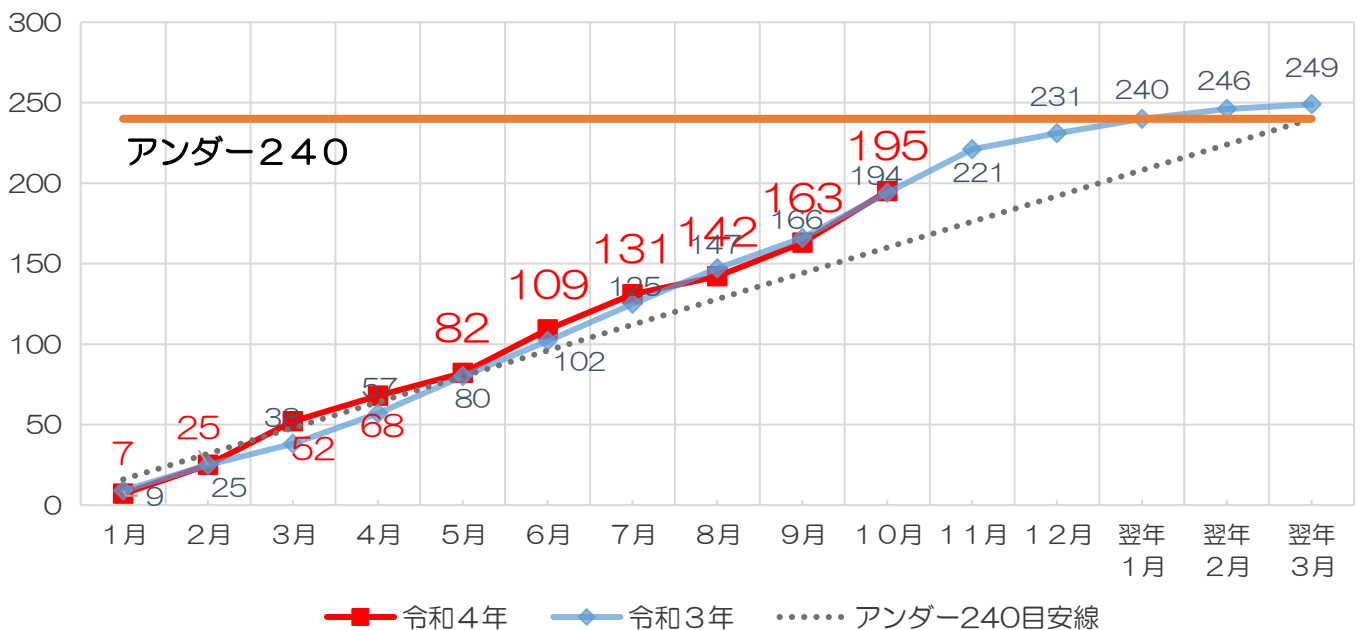
「はたらくひと」イラストは、次号以降順次、掲載していきます。また、応募いただいた作品は、安全意識の高揚や啓発のための資料などに活用していきます。

令和4年10月末速報 死傷者数は前年同期より1人増加の195人



休業4日以上死傷者数は前年同期より1人増加し、195人（0.5%増）、業種別で比較すると製造業は5人減少し40人（11%減）、第三次産業は8人増加し88人（100%増）となりました。中でも小売業は12人増加の29人（70%増加）で、増加が目立っています。令和4年10月に発生した労働災害のうち、脚立・はしご使用時の災害は6人（全体の17%）でした。脚立の使用は、天板の上を立てて作業しない、天板にまたがって作業しないことを心がけましょう。また、はしごの使用は、はしごが転位しないよう措置を行い、また、バランスが崩れるような作業を行わないようにしましょう。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気



脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
保護帽や保護手袋を着用する。
- 2 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体制を安定させる。つま先立ちは大危険！
- 3 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 4 脚立は原則として2m未満のものを使う。
- 5 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

蛍光灯の取替え作業や清掃時によく使用する脚立での作業のポイントを踏まえて安全に作業を行いましょ。



右の標語は年末年始無災害運動のもので、当該無災害運動は、令和4年12月1日から令和5年1月15日までの間、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で取組むものです。

年末年始は、どの業種においても非定常作業を行うことが多くなり、慣れていない作業が原因で労働災害が発生しやすくなる時期です。

そのため、より一層、安全衛生活動を強化することが重要となっています。

実施要領は左のQRコードから確認してください。

待っています
元氣なあなた
明るく迎える年末年始

松阪安衛月報

12月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015



「はたらくひと」のイラスト
入賞者表彰が行われました

令和4年11月15日、労働安全衛生松阪地区大会において「はたらくひと」のイラスト入賞者表彰が行われました。

本年は41作品の応募があり、そのうち優秀賞4作品、佳作37作品となりました。

優秀賞の4作品については、松阪労働基準監督署長賞、松阪労働基準協会長賞、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会長賞及び林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会長賞が授与されました。

上の作品は、松阪労働基準監督署長賞を受賞した田上蒼二郎さんのイラストです。

また、全応募作品をあしらったポスターを制作しました。事業場に掲示するなど、安全活動の啓発などに活用ください。

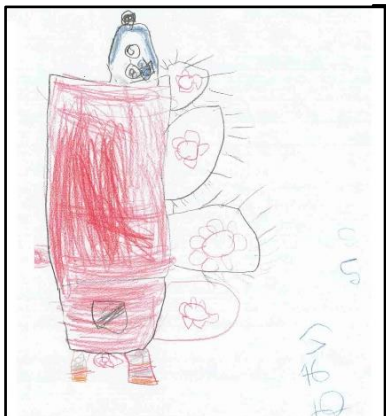
三重労働局HP（フォトレポート）より入手できます。



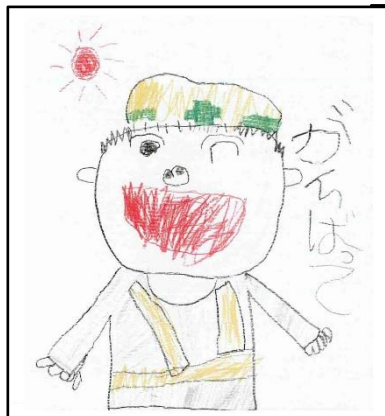
三重労働局 HP
フォトレポート ↓



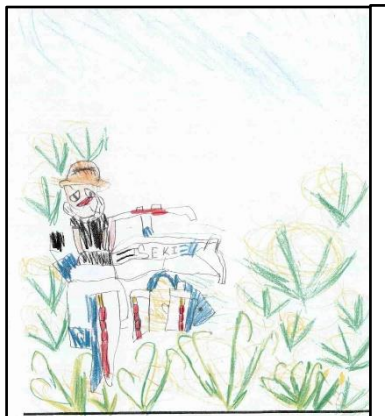
身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



林業・木材製造業労働災害防止協会
三重県支部松阪分会長賞



建設業労働災害防止協会
三重県支部松阪分会長賞



松阪労働基準協会長賞

改正石綿障害予防規則に係る 研修会を行いました

令和4年11月28日、改正石綿障害予防規則に係る研修会を開催し、石綿の使用の有無について請負金額にかかわらず事前に調査することが必要であること、石綿事前調査結果報告システムの使い方、令和5年10月1日以降に着工する工事現場について、有資格者による事前調査（建築物石綿含有建材調査者等）が必要であること等の説明を行いました。

また、建築物等の解体・改修を行うにあたって、石綿に係る特別教育の実施、石綿等の取り扱い業務についての作業主任者の選任及び当該作業主任者の職務遂行などについても説明を行いました。

（お願い）

石綿事前調査結果報告システムにて「石綿含有あり」とし、吹付け石綿、保温材及び被覆材（いわゆるレベルとレベル間建材）について除去を行うといった報告を行った際には、申請者の自由記載欄に「建設工事計画届（石綿除去作業届）の提出予定日」の記載をお願いいたします。また、保温材の除去に関し、非石綿部の切断による除去を行う場合についても、自由記載欄に当該方法で除去する旨の記載をお願いします。

石綿事前調査結果報告システム（操作マニュアル）↓



令和4年11月末速報 死傷者数は前年同期より1人増加の222人

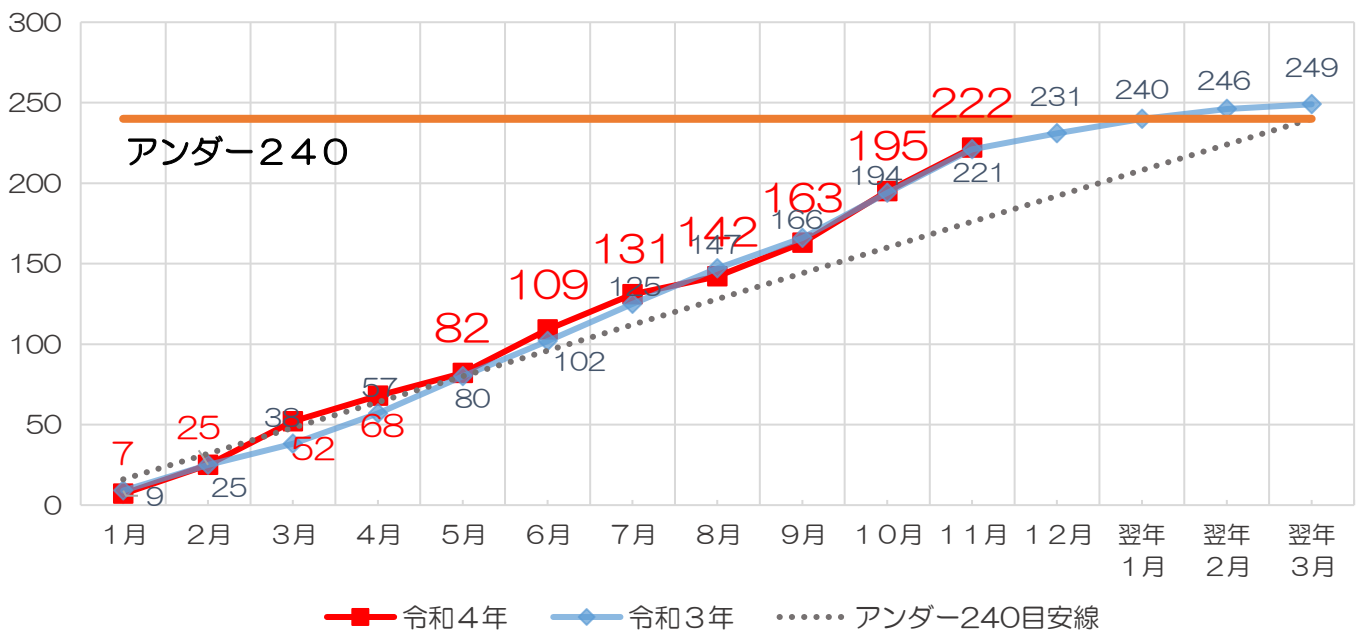
休業4日以上死傷者数は前年同期より1人増加し、222人（0.45%増）、業種別で比較すると製造業は8人減少し45人（15.0%減）、第三次産業は3人増加し99人（3.0%増）となりました。特に増加率が大きい業種は建設業であり、7人増加の32人（28.0%増加）、工事業別では土木工事が10人増加し、15人となっております。

建設工事業に係る労働災害例として、①重機との接触、②移動式クレーンのつり荷との接触等がありますが、特に土木工事業の場合、使用する重機の種類が多くなるため慎重に作業を行う必要があります。

重機との接触災害を防止するためには、①重機の走行範囲及びアームやブーム等の可動範囲内に労働者を立ち入らせない、②重機の運転について誘導者を置き、合図を行わせ、重機の運転者は合図に従うようにするといった措置を講じる必要があります。

令和3年に発生した建設業における労働災害の平均休業日数は約80日、一方で、その他業種については約40日となっております。建設業における怪我の重篤度が高い状況です。事業者及び労働者が「安全に作業を行う」といった意識をもって作業を行うことが重要です。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪安衛月報

1月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

今年も1年間、「安全に！」

明けましておめでとうございます。令和5年も、管内の全ての働く人達が安全で安心に働くことが出来る労働環境を作るため、少しでもお役に立てる情報発信に努めてまいります。

令和4年の労働災害発生状況について、令和4年12月末速報値では休業4日以上、の死傷災害は令和4年12月末時点で24人となり、目標値である年間240人未達を達成することが出来ませんでした。死亡災害は令和3年に引き続き2年連続で発生しませんでした。

1年間の起算日は、決算期間や年度など各企業によって違う場合がありますが、1月というのは誰にとっても一つの1年間の始まりであり「良い1年にしてい」と心新たにされると思います。

昨年の安全衛生活動を振り返ったうえで、是非、令和5年も継続的な安全衛生活動の推進をお願いいたします。

松阪労働基準監督署長 藤田 香

年間安全衛生管理計画

を作成しましょう

労働災害を防止するためには、経営首脳の積極的な指揮の下、安全衛生管理体制を確立し、計画的で継続的な安全衛生管理活動を行うことが不可欠です。そのため、年間を通じた安全衛生管理計画を策定し、これに基づき活動を行い、その結果を評価し、必要な改善を行い、次の年につなげていくことが重要です。

各事業場において、年間を通じた実効性のある安全衛生管理計画書を作成するとともに、労働者の協力の下、安全衛生管理のレベルアップを図ってください。

なお、令和5年(度)安全衛生管理計画及び実施結果報告書の様式を、松阪署ホームページに掲載しています(一般用・第三次産業用・建設業用・陸上貨物運送業用・林業、木材木製品製造業用の計6業種、一般用・第三次産業用は記入要領も掲載しています)ので、活用ください。

松阪署HPのQRコードはコチラ



身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト(共催:松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会)を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



製造業
・建設業

ゼロ災害運動1月2月3月の実施について



令和5年の始まりを無災害でスタートしていただくため、松阪署管内の製造業・建設業を対象に『ゼロ災害運動1月2月3月』と題する無災害運動を呼びかけ、令和5年1月1日から3月31日までの3か月間、無災害に挑戦する事業場を募集しました。本期間中の取組状況については、松阪署ホームページに掲載する予定となっています。

松阪署管内における死亡災害ゼロ2年連続

令和4年1月1日から12月31日までの間、松阪署管内においての死亡災害は発生せず、2年連続死亡災害ゼロとなりました。

松阪署管内の労働災害発生状況では、機械及び設備による災害よりも、労働者の行動に起因する行動災害（転倒、動作の反動、無理な動作）が多く発生しています。

そのため、転倒災害等防止の重要性に関する教育を実施するなどにより、引き続き死亡災害ゼロを継続するとともに死傷災害の減少を目指しましょう。

令和4年12月末速報 死傷者数は前年同期より13人増加の244人

休業4日以上死傷者数は前年同期より13人増加し、244人（5.6%増）、業種別で比較すると製造業は5人減少し50人（-1.1%減）、建設業は10人増加し369人（38.5%増）となりました。

その他業種については、道路貨物運送業が前年同期より10人増加し、43人（30.3%増）となり、同業種の事故の型別内訳は、①墜落・転落14人、②動作の反動、無理な動作6人、③転倒5人となっており、墜落災害の多くは荷役作業中や洗車時に発生しています。荷役作業にかかる安全対策について左のQRコードより確認してください。

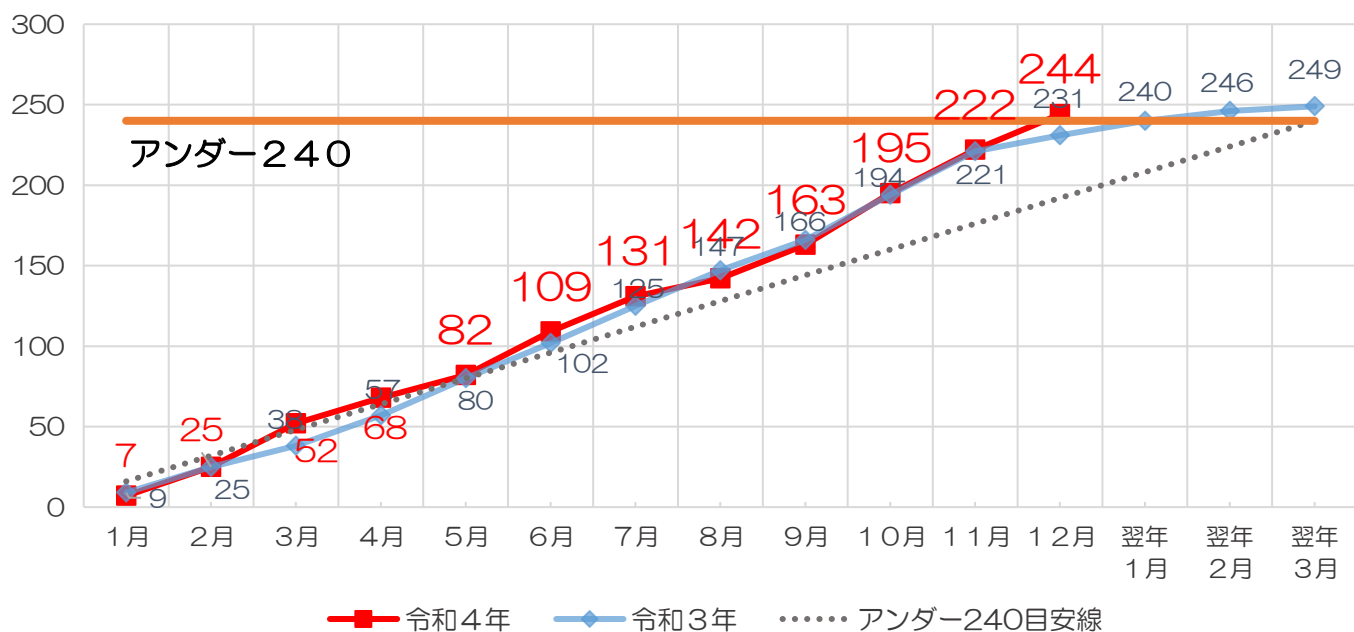
荷役作業の安全対策についてのQRコードはこちら



令和5年4月からは、第14次労働災害防止計画（5か年計画）がスタートしますので、重点事項ごとの具体的取組等が示された際には、職場環境の改善に向けての取り組みをお願いします。



松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

松阪安衛月報

2月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

冬季の転倒災害防止について

松阪署管内では、事業場内の通路等での転倒災害が多く発生していますが、冬季特有の雪や路面凍結による転倒災害も発生しています。

事業場で取組む対策として、①凍結危険箇所の把握、②凍結危険箇所の見える化(危険マップ)などがあります。また、雪が降ったときには危険箇所の凍結防止、4S(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底を行いまししょう。

労働者が取組む対策として、①転びにくい歩き方を行う、②歩行の際に両手をあげる等を行うことが大切です。

転びにくい歩き方とは・・・小さな歩幅で、そろそろと歩く歩き方「ペンギン歩き」です。体の重心をやや前におき、できるだけ靴の裏全体を路面につける気持ちで歩くことを心がけ、滑りにくい靴を選ぶことも大切です。そのほか、滑りやすい箇所(駐車場・横断歩道の白線の上・坂道など)を避け、急がずにゆっくりと歩きましょう。



第三次産業・ゼロ災運動100 4事業場達成

労働災害ゼロ(ゼロ災)達成報告をいただいた事業場は4事業場ありました。

令和4年9月20日～同年12月28日までの100日間において、第三次産業を対象にゼロ災運動を呼びかけたところ、達成事業場は小売業、社会福祉施設及び派遣業といった多様な業種となりました。

各業種で重点とする労働災害防止目標(スローガン)や取組みには違いがあるものの、労働災害を未然に防ぐための危険予知活動(KY活動)、労働者同士での声かけを行うことで、自主的に労働災害の危険要因を減らすといった取組みが行われていました。

達成事業場の取組内容を参考にいただき、労働災害防止のため安全衛生活動を推進してください。

第三次産業・ゼロ災運動100 達成事業場の取組内容紹介

各事業場の取組内容を紹介します。

事業場名	スローガン	取組内容
株式会社〇〇〇	みんなが安全	危険箇所の見える化(危険マップ)の作成と共有
株式会社〇〇〇	安全確認を徹底	危険箇所の見える化(危険マップ)の作成と共有、KY活動の徹底
株式会社〇〇〇	安全確認を徹底	危険箇所の見える化(危険マップ)の作成と共有、KY活動の徹底
株式会社〇〇〇	安全確認を徹底	危険箇所の見える化(危険マップ)の作成と共有、KY活動の徹底

第三次産業における労働災害の動向

- 労働災害発生件数(労働災害発生率)は前年比で減少傾向にある。
- 労働災害発生件数(労働災害発生率)は前年比で減少傾向にある。
- 労働災害発生件数(労働災害発生率)は前年比で減少傾向にある。

安全衛生活動の推進のために活用してください。



資料のQRコードはこちら

身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト(共催:松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会)を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。



労働安全衛生法第88条に基づく計画届の提出にあたっての留意点について

危険な機械や設備を設置、移転及び主要構造の変更を行うときは、所轄労働基準監督署長に対して設置工事等の計画を届け出る必要があります。届出にあたっては次の事項について留意してください。

建設工事計画届の届出について
①地山の掘削の作業、②圧気工法による作業、③石綿の除去、④廃棄物焼却炉・集じん機の解体、⑤土石採取、⑥坑内掘りによる土石採取については、当該作業に限らずに、関係する仕事全体についての計画を届け出る必要があること。

「建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面」について
当該建設物等の平面図、立面図等をいう。

「工法の概要を示す書面または図面」について
工事時に使用する主要な機械、工事の主要なものの進め方等を示すもの。

「労働災害を防止するための方法及び設備等の概要を示す書面又は図面」について
行おうとする仕事で発生しうる労働災害について記載し、それぞれの労働災害についての対策を記載すること。
(例：地山の掘削の場合、地山の掘削図面に加え、伐木などの作業、機械搬入路・作業員通路等を記載すること。)

令和5年1月末速報 死傷者数は前年同期より18人増加の258人

令和4年災害発生状況

休業4日以上死傷者数は前年同期より18人増加し、258人(7.5%増)となりました。

事故の型別で比較すると、墜落・転落災害は12人増加、転倒災害が2人増加、激突され災害についても13人増加となり、一方で、はさまれ・巻き込まれ災害は8人減少となりました。

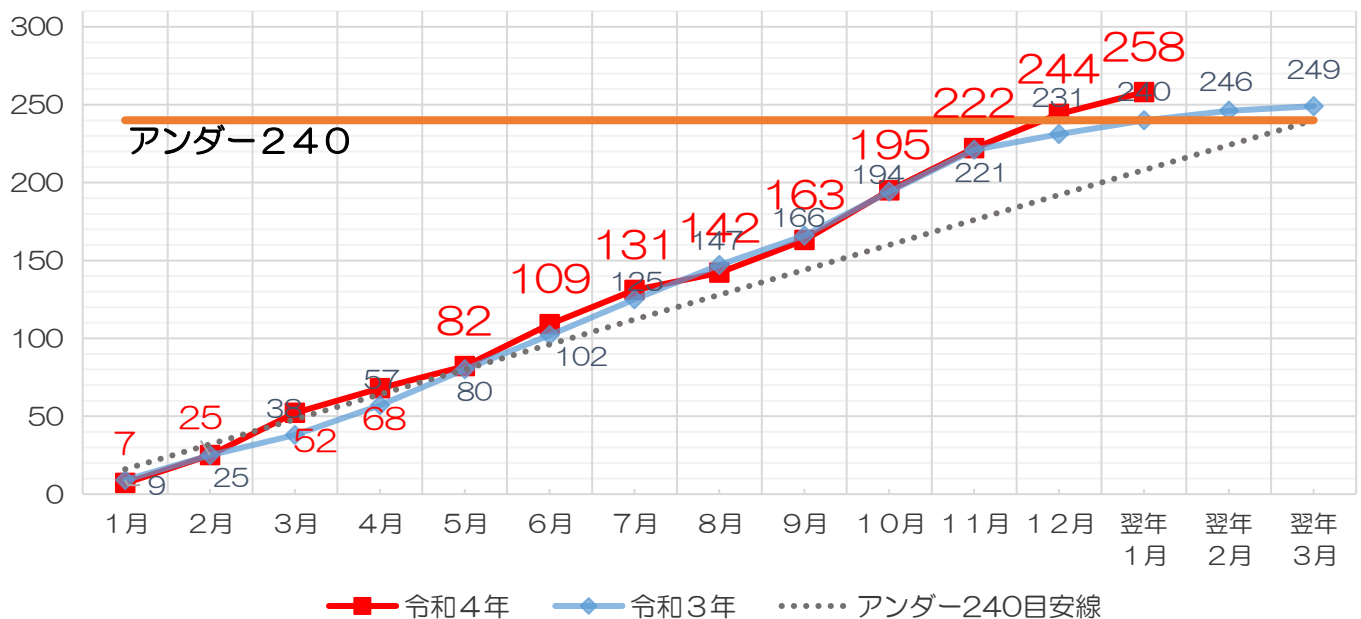
業種別・事故の型別では、墜落・転落災害の人数が最も増加した業種は貨物運送業、転倒災害の人数が最も増加した業種は小売業、激突され災害の人数が最も増加した業種は小売業となりました。

特に、小売業で発生している激突され災害については、ロールボックスパレット(いわゆるカゴ車)を取扱っているときに、カゴ車が坂道によって逸走し激突される、2人作業中に一方の労働者が取扱いを誤り激突されるなどのケースにより発生しています。ロールボックスパレットの正しい使い方について安全教育を実施しましょう。

ロールボックスパレットを使う前の5つの基本チェックリストはこちら↓



松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)

松阪安衛月報

3月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

三重県内

『労災死亡事故 非常事態宣言』

が発令されました

三重県内における労災死亡事故の発生は、3月8日現在で、7人（墜落転落2人、激突され2人、交通事故2人、はさまれ巻き込まれ1人）と、前年同期と比較して6人増加し、前年を大幅に上回るペースで推移している。また、休業4日以上の死傷災害は、2月末日現在で244人、前年同期と比較して21人増（+9.4%増）となっている。

労働災害は、いかなる状況においてもあってはならないものであり、上記の労災死亡事故の発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労使をはじめ、関係者が一体となって取組を進めることにより、死亡災害の撲滅を切に願う。よって、ここに労災死亡事故多発に対する非常事態宣言を発令する。

三重労働局長 金尾文敬

松阪労働基準監督署管内では、令和3年から現在までの間、労災死亡事故は発生していませんが、引き続き、労災死亡事故を防ぐため、積極的に事業場内の安全衛生活動を推進して下さい。

自殺防止対策

に取り組みましょう

厚生労働省の労働基準行政では、過労死等防止対策推進法に基づき、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺を防止するための対策に取り組んでいますが、厚生労働省の社会・援護行政においても自殺対策に関する取組みが行われており、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。

メンタルヘルス不調の要因として、職場やプライベートの人間関係等、様々なものがあります。自身で行えるメンタルヘルスクアを行うことも大切です。また、身の周りに悩んでいる人がいた場合には、それに気づき、声かけなどが適切に行える人（ゲートキーパー）となることも、悩んでいる人の不安・悩みを和らげることに繋がります。

働く人のメンタルヘルスについては「**JICの耳**」等のポータルサイト・資料を活用してください。

こころの耳はこちら↓



「まもろうよ こころ」のサイトはこちら↓バナーをクリック、QRコード

あなたの声を聴かせてください。

いのちを支える 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



ゲートキーパーの心構え

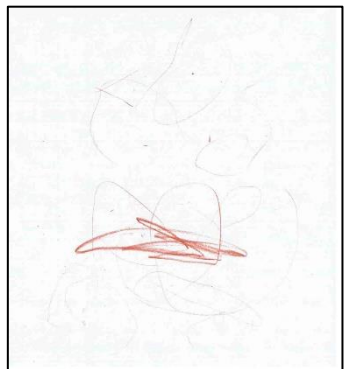
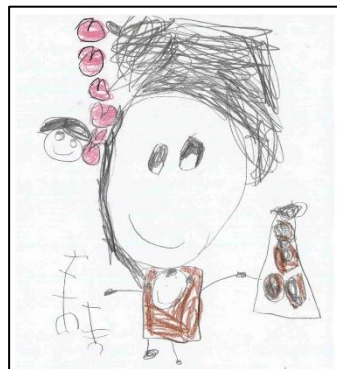
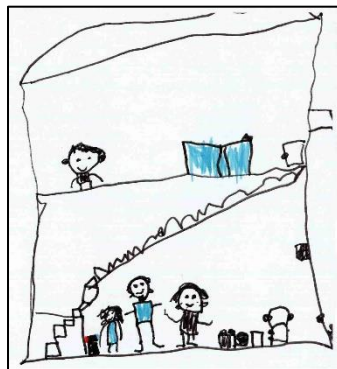
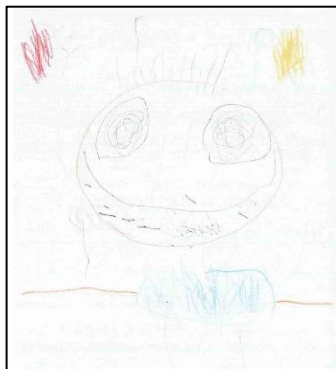
- 自分自身が心がけたら心の健康をしましょう
- 気持ちの不安を解消しましょう
- 気持ちに悩んでいるという姿勢を相手に伝えましょう
- 相手の話を否定せず、しっかりと聴きましょう
- 相手のこれまでの苦労をねぎらいましょう
- 心配していることを伝えましょう
- 自分自身が、自分自身の心と話をしましょう
- 一緒に考えることが大切です
- 準備やスキルアップも大切です
- 自分か相談によって思ったときや先（相談窓口）が不安になったら
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切です

ゲートキーパー手帳

ゲートキーパー手帳のQRコード



身近な「はたらくひと」に「今日も一日安全に働こう」と思わせるイラスト（共催：松阪労働基準協会、建設業労働災害防止協会三重県支部松阪分会、林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部松阪分会）を、松阪・多気地区の未就学児から募集し、多数のご応募をいただきました。松阪安衛月報では、応募作品を紹介しています。

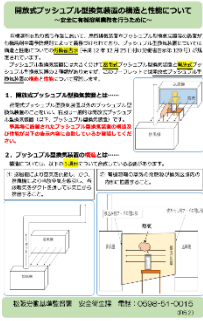


プッシュアップ型換気装置の構造と性能 『7つのルール』のポイント

松阪労働基準監督署では、プッシュアップ型換気装置を使用して有機溶剤の蒸気を排気している事業場及び装置導入を予定している事業場向けに、プッシュアップ型換気装置の構造と性能に関するリーフレットを作成しました。

構造と性能については『7つのルール』（労働省告示）が定められており、有機溶剤の蒸気による健康障害を防止するための基準となっております。

作業場で適切に装置が配置されているか、しっかりと有機溶剤の蒸気を吸引する性能が保たれているか等、定期自主検査時や安全管理者・衛生管理者による巡視の際にリーフレットを活用して確認を行いましょ。



リーフレットのQRコードはこちら

松阪署管内における労働者の死傷者数 令和5年2月末速報

令和4年の死傷者数は前年同期より19人増加の265人

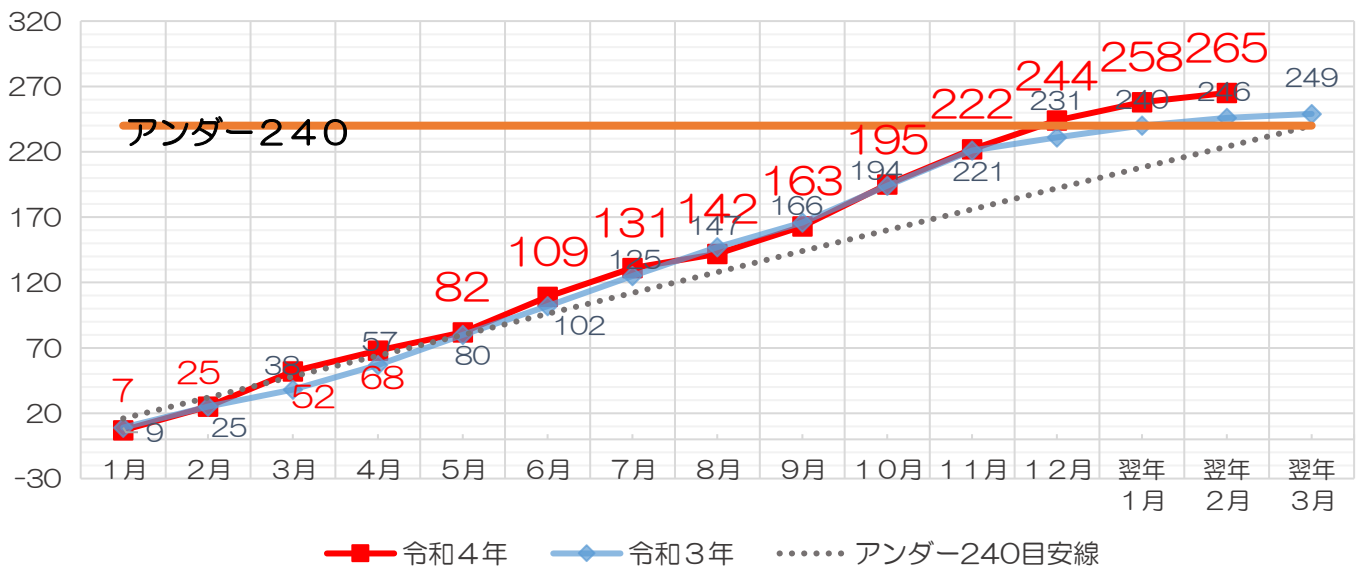
令和5年の死傷者数は前年同期と同数の25人

令和4年に発生した休業4日以上の死傷者数は前年同期より19人増加し、265人（7.7%増）となりました。

令和5年1月から2月末までの間に発生した休業4日以上の死傷者数は前年同期より±0人で25人となりました。製造業では前年同期より6人増加し、11人（120%増）となっております。他の業種においては減少となっております。

製造業では、食品加工機械・金属加工用機械等など、機械の危険箇所と身体の一部が入るといった状況が発生しやすく（清掃中・材料や食品の詰まりを除去する）、その時に、機械を停止してから除去等の作業を行うことが重要です。機会を停止したときには、他の作業員が誤って機械を運転しないように表示を行う、運転スイッチ等に錠をかけて機械が容易に動き出さないような措置・工夫が必要です。

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。(https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html)